

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題

憲 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

**注意**

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるものであり、各国においてこれを防止する対策が進められてきた。わが国では「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」と呼ぶ。)が制定されている。同法第2条は、「この法律において『児童虐待』とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。」として、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」(第1号)などの行為を掲げている。

しかし、児童虐待は年々深刻化している。警察庁生活安全局少年課『少年非行等の概要(平成22年1～12月)』(平成23年2月)によると、平成22年における児童虐待の検挙件数は354件(前年比5.7%増)、検挙人員は387人(同8.7%増)、被害児童数は362人(同4.3%増)にのぼり、いずれも統計を取り始めた平成11年以降最多となった。死亡児童数は33人(同17.9%増)であった。加害者387人のうち、「父親等」が268人、「母親等」が119人である。「父親等」268人の内訳は、実父が109人、養父・継父が86人、内縁が64人などとなっている。「母親等」119人の内訳は、実母が108人、養母・継母が4人、内縁3人などとなっている。

P党の衆議院議員Aは、かねてより児童虐待の問題を憂慮し、P党内部で児童虐待問題についての対策を考えるプロジェクト・チームの座長を務めている。Aは、現在の児童虐待防止法だけでは児童虐待の根絶はできないと認識し、親へのケアや児童相談所の体制の強化、さらには親権制限の仕組みの見直しなど多面的な対策が必要であるとともに、同時に、端的に親の刑事責任を問う仕組みも必要であると考えてきた。平成23年5月には児童虐待の防止を図るために国会に提出されていた「民法等の一部を改正する法律案」が成立し、親権停止制度が導入されるなどの対策がとられたが、Aの考えによれば、これだけでは児童虐待を防止するのに不十分である。

そこで、Aは、児童虐待防止をより徹底させるために、担当行政組織のあり方や児童福祉のあり方もふくめた、多方面にわたる総合的な内容を有する対策案を作成し、その一環として、刑法に卑属殺人罪として第200条を、また、傷害致死罪を定める第205条に

卑属傷害致死罪として第2項を、それぞれ加える刑法改正案を用意した。条文案は以下の通りである。

刑法第200条（案）

自己又は配偶者の18歳未満の直系卑属を殺した者は、死刑又は無期懲役に処する。

同第205条第2項（案）

自己又は配偶者の18歳未満の直系卑属に対して前項の罪を犯したときは、無期又は3年以上の有期懲役に処する。

Aによる提案理由：わが国の将来を担う子どもを監護し教育することは、親の権利であるだけでなく、親の義務でもある。このことは以前から民法第820条に規定されていた。さらに、平成23年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律案」によれば、民法第820条は「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」という文言になる。このような経緯からしても、児童虐待の結果として自己又は配偶者の直系卑属を殺害することは、通常の殺人に比べて高度の社会的道義的非難を受けてしかるべきである。

〔設問〕

Aによる刑法改正案は憲法に違反しないか。あなたと異なる見解に言及しながら、論じなさい。

余白